**別記様式第3号**

第 　　　号

平成 　年　月　日

※有効期限：交付年月日より1年間

**水産用抗菌剤使用指導書**

 　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（専門家機関の長）　印

　水産用抗菌剤を使用する際は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第1項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を守って、適正に使用してください。

1 養殖施設等の所在地

※水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の住所

2 水産動物名

3 指導内容